

氏名(本籍)	おか だ えみ こ 岡 田 英己子 (大阪府)		
学位の種類	教 育 学 博 士		
学位記番号	博 甲 第 829 号		
学位授与年月日	平成 3 年 3 月 25 日		
学位授与の要件	学位規則第 5 条第 1 項該当		
審査研究科	心身障害学 研究科		
学位論文題目	ドイツ治療教育学の歴史研究 —治療教育学理論の狭義化と補助学校教育の体系化—		
主 査	筑波大学教授	教育学博士	津 曲 裕 次
副 査	筑波大学助教授		山 内 芳 文
副 査	筑波大学助教授	教育学博士	太 田 信 夫
副 査	筑波大学助教授		柳 本 雄 次

## 論 文 の 要 旨

本研究は、現代ドイツの学習障害児学校の現状から、その理論である治療教育学の成立と展開過程を、定義と対象の「狭義」化の視点から、文献研究および社会史の方法を用いて、明らかにすることを目的とした。ドイツでは、戦前から知的障害児を対象とした「補助学校」があり、現在は「学習障害児学校」として展開している。従って、この研究により、現代のドイツの障害児教育制度及びその理論的研究への示唆を得ようとするものである。

本研究は、「序」、本論（第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲ部）及び「結」から構成されている。「序」では本研究の課題、時期区分、史料、方法について述べている。課題としては、1980年代前半の西ドイツの学習障害児学校の成立と衰退を背景とする西ドイツ特殊教育の理論的破綻と新たな障害児教育学の構築という現状と西ドイツ及び日本の先行研究を踏まえて、西ドイツの治療教育学の学説史的検討を行った。時期としては、1890年代から1930年代前半までの時期における治療教育学の狭義化から補助学校教育への理論形成の経緯と、それによって生じた治療教育学の極端な狭義化の過程を取り扱うとした。方法としては、従来の治療教育学史研究に見られる概念や定義の変遷史ではなく、多義的定義の狭義化という視点を導入しつつ、各々の学説の背景に及ぶ社会史的方法を指向している。そのために資料としても、学説書だけでなく、専門雑誌、団体機関紙誌、会議録等を多く用いている。

本論は、三部から構成されている。第Ⅰ部では、1890年以降、治療教育学が学として成立し、実践現場に普及していく過程を分析した。ここにおいて、その担い手となったのは、イエナ大学におけるヘルバルティアナーたちであり、その研究活動は、それが児童保護事業成立期並びに民衆学校の再編期に組織されたため、教育と福祉の現場への治療教育学の普及に大きな影響を与えた。特にシュト

リェンベルの教育病理学の研究系譜は、成立期にあった児童研究と民衆学校での学業成績不良児対策と結びついて、治療教育学の教育学化へと発展していく契機をもっていた。このことは、多くの先行研究が、この時期の治療教育学を単に「狭義化」の始まりとしていることへの見直しの必要性を示唆するものであった。

第Ⅱ部では、従来殆ど取り上げられることがなかった民衆学校に於ける補習教育形態と独立学校としての補助学校の関係の解明にあてられた。同じ民衆学校の一部でありながら、後者が特別に障害児学校に変化することによって、補習教育形態が衰退する過程がベルリン並列学級の例で分析された。この過程において、結成された補助学校連盟が、補助学校の障害児学校化の推進にあたったことから、その機関誌である「補助学校」において、補助学校は補習教育形態を克服したものとしての見解が一般化され、こうした見方がその後の歴史を支配したことが明らかにされた。しかし、著者の調査によれば、なお、この時期においても、補習教育形態と大差のない補助学校が多かった。こうして、民衆学校の教育困難への解決策としての方向を示しはじめていた治療教育学は、補助学校連盟によって、精神薄弱教育学へと「狭義化」されることになったのである。

第Ⅲ部では、一応の勝利を得た補助学校連盟が、補助学校の優位性を確立するために、更に、補助学校生徒の「特殊性、異常性」を強調することによって、治療教育学を「補助学校教育」へと更に「極端な狭義化」を行ったことを明らかにした。ここでは、生徒を精神薄弱児と定義し、その為の教育方法、制度を強調することによって、学業不振児のたまり場である補習教育形態とは、異なる学校であることを強調したのである。こうして、ワイマール期において、補助学校連盟によって治療教育学への言及が多く見られるようになったが、それは、極端なまでに狭義化された治療教育学、言い替えば補助学校教育に過ぎなかったことが明らかにされた。また、従来の研究に見られる見解が、補助学校連盟の史料操作に影響されているのではないかと述べている。

「結」として、補助学校教育及び学習障害児教育学の破綻の理由が次のように述べられている。即ち、戦後の西ドイツの補助学校教育が依然として軽度精神薄弱理論を中心とした治療教育学として継承され、1970年代までひたすら補助学校の拡大政策がとられた結果、多くの学校が、実際は、学習障害児学校となり、極端に狭義化された治療教育学との矛盾が表面化した。それによって、1980年代に入ってようやく学習障害児教育学の前面的見直しが訪れたが、その見直しのためには、1910年代に軽度精神薄弱理論を前提として組み立てられた補助学校教育の形成過程、即ち、治療教育学の「狭義化」の解明にまでさかのぼらなければならないと述べている。

## 審 査 の 要 旨

本研究は、障害児教育史上の有力な障害児教育理論の一つであるドイツ治療教育学の学説史的検討に属する研究である。この主の研究は、内外の多くの論者によって試みられており、その意味では、新味はない。しかし、本研究が、従来の研究の手法である定義と方法のモザイク的の列挙を取らずに、各々の研究者の背景や研究、実践団体の主張にまで踏み込んで考察を加えた事は、従来の研究を越え

たものとして評価できる。特に、児童保護事業及び民衆学校問題を考察に加えた事は、従来の研究が、ともすれば、医学と教育の二元的考察に終わっていただけに、大きな前進である。この研究によって、ドイツ治療教育学の多義性と狭義化の過程が歴史的に明らかにされた事によって、従来の治療教育学論に見られる定義の混乱が整理され、今後の治療教育学史研究に寄与するものとして評価できよう。

また、本研究は、先行研究批判と新たな史料の発掘と解釈を同時に行ったため、構成と叙述において、必ずしも読みやすいとは言えない問題点がある。また、1860年代から現在に至るドイツ治療教育学の歴史において、1890年代から1930年代に焦点をあてた結果、その前後についての叙述が不十分となり、理解しにくい点も残されている。

こうした問題点は残されているが、ドイツに於ける原史料を可能なかぎり渉猟し、治療教育学理論の系譜を整理した本研究は、治療教育学研究のみならず障害児教育理論の解明に貢献するところは大きい。よって本論文は、教育学博士に値すると判定する。

よって、著者は教育学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。